

城北まちづくり協議会
～ 次年度以降の活動に向けての話し合い ～
【会長・副会長・部会長・副部会長】合同会議【資料】

日 時 令和7年3月11日(火)19時00分から
場 所 城北地区公民館 3・4会議室

1.趣 旨

令和6年度も終わりに近づき、次年度に向けての準備を進める時期となりました。城北まちづくり協議会執行部役員(会長、副会長、部会長、副部会長)が一堂に会して、本年度の活動を振り返るとともに、次年度に向けての活動の進め方を共有することを通して、次年度の更なる発展に向けた基盤を築くことを目的としています。

2.協議事項

① 情報共有と連携強化 【確認】

*まちづくり協議会本来の在り方を共有し、会長・副会長・部会長・副部会長が一体となり、連携を強化することで、協議会全体の活動の質を向上させることを目指します。

*「城北まちづくり生き生きプラン」の確認と見直しについて

② 令和6年度の活動の反省

*本年度の活動における成果や課題を振り返り、次年度に活かすための教訓を共有します。

③ 次年度の、各部の活動の進め方の大筋の確認

*来年度に向けた具体的な活動の進め方と、円滑な運営を図るための方針を共有します。

3.協議のための資料 等

① 情報共有と連携強化 【確認】

「城北まちづくり協議会」発足の経緯

「城北まちづくり協議会」の運営・事業は、「城北まちづくり生き生きプラン」の理念の実現を目指して取り組まれるべきものです。

この「城北まちづくり生き生きプラン」を作成したことで、城北地区は鳥取市の「まちづくり協議会設置要件」を満たしました。

その後、市長が『協働のまちづく支援宣言』(平成22年6月2日)を発して、城北地区は財政的・人的な支援を市から受けて現在に至っています。



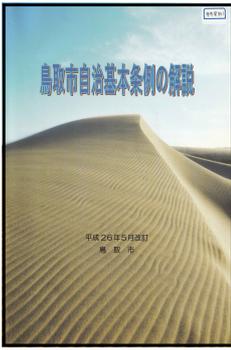
≪鳥取市から支援宣言を受けるために満たした要件≫

- ①地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織であること
- ②地域内の誰もが参加できる組織であること
- ③規約を設け、地区公民館等(地域の拠点施設)に事務局を置く組織であること
- ④地域コミュニティ計画に沿って活動する組織であること

*「まちづくり協議会(仮称)」の組織化の手引きより抜粋

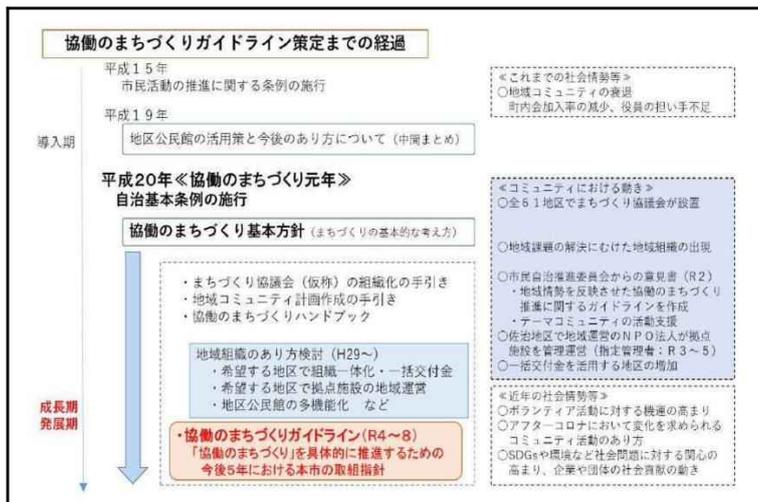
ところで、鳥取市が“市民との協働”を基軸とした「まちづくり」を推進するようになったのは、平成20年度(2008年)以降です。

平成20年度を「協働のまちづくり元年」と位置付けて、自治の基本ルールとなる『鳥取市自治基本条例』を施行しています。



その後、『鳥取市自治基本条例』を元に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」、「まちづくり協議会(仮称)の組織化の手引き」、「地域コミュニティ計画作成の手引き」、「協働のまちづくりハンドブック」などを作成し、市民との協働に向けた基盤づくりに取り組み導入期を歩んできました。

その成果として、市内61地区全てで「まちづくり協議会」が立ち上がり、各地区では地域コミュニティ計画が策定され、地区公民館を拠点として様々なまちづくり事業が独自に展開されてきています。



その後、成長期に入り、市は、地域が効果的に事業を実施できるようにと、『一括交付金制度』を設け、地域が自主的に取り組む事業に対して財政的支援を行ってきました。

* 城北地区は、令和2年度から「一括交付金制度」を活用しています

また、公民館施設を柔軟に幅広く利活用できるようにと、令和6年4月からは、現行の社会教育法に基づく公民館条例を廃止し、地方自治法に基づく、新たな地区公民館条例の

運用を始めました。 地域のアイデア次第で、営利活動が可能となりました。

市と民間事業者と市政課題の解決等を共に目指す「公民連携デスク」の本格的な運用も始まっています。

現在は発展期にあり、市民と市が、対等なパートナーとして協力し合って取り組むための『協働のまちづくりガイドライン』(R4~R8)に沿って、運営されてきています。

上記のような時代背景の中ですが、「城北まちづくり生き生きプラン」は、作成当時(平成22年)のまま、時代に合わないものになっています。

(別紙:「城北まちづくり生き生きプラン」参照)

まずは、見直しが必要だと考えます。

城北地区の地域課題

城北地区には、3060世帯、7133人が居住(令和3年現在)しています。

少子高齢化や生活スタイルの変容、核家族化の進展等に伴い、これまでの町内会・地域組織の役割とは別に、新たな行政との協働の役割(緊急避難場所の初期開設、望まない孤立の解消(居場所づくり)、高齢者の見守り、空き家対策等)の対応も求められるようになり、ますます地域組織の活動の重要度が増してきています。

このような状況下で、地域組織へと派遣される町内会役員の担い手不足や、町内会会員の脱退・未加入世帯など、様々な課題が山積してきています。

城北まちづくり協議会は、町内会(基礎的コミュニティ)をベースに、地域内の活動分野に応じた各種団体と、有志が参加する5部会(公民館運営協議会 含む)で構成され、連携・協調して地域課題の解決に向かって協議する協議組織です。

(別紙:「城北まちづくり協議会組織図 参照)

地域課題解決に優先順位をつけて“事業の棚卸(仕分け)”をした上で、継続事業と新規事業等の、忌憚のない意見交換が部員間でなされ、次年度以降の更なる発展に向けた協議・調整をお願いします。

「事業ありき」の運営の見直しをお願いします。

② 令和6年度の各部の主な活動

○総務・広報部会

- ①城北いこいの家運営費の拠出
- ②ホームページ管理費の拠出
- ③視察研修 *鷺羽山・下津井まちづくり推進協議会視察
- ④まちづくり広報誌の発行
- ⑤共助トラックの維持管理
- ⑥棚卸連携協議会 *町内会長等の負担軽減策【提案】

○福祉・健康部会

- ①集団検診
- ②グラウンドゴルフ大会
- ③結果説明会
- ④啓発チラシ作成
- ⑤いなば幸朋苑とのコラボ事業 *認知症理解

○環境・安全部会

- ①ケヤキ通りSDGsクリーン活動 *異年齢交流
- ②腐葉土の活用(プランター作り等)

○文化・交流部会

- ①5月~12月 月1回マルシェ
- ②あいさつ運動のぼり旗設置 4月~12月 1日~10日
- ③日置・城北グラウンドゴルフ交流会 *日置地区
- ④こんにゃく芋の植え付け(日置早牛の畑)
- ⑤こんにゃく芋堀り(日置早牛の畑)
- ⑥こんにゃくづくり
- ⑦異年齢交流 *ボッチャ大会

③ 次年度の、各部の活動の進め方の大筋の確認

「城北まちづくり協議会」は、地域団体(住民)が一体となって地域課題を解決することを目的に、横断的に活動を展開する有機的組織です。

具体的には、地域内の活動分野に応じた各種団体の“強み”を一つにまとめたり、各種団体の事業(活動)の狭間にある課題を掘り起こし、協議して解決に向けて取り組むことを目的にしています。

したがって、まちづくり協議会の活動計画は、組織の特性から、基本的に委員各自が所属する団体、個々が感じている地域課題解決の協議を経て立てられるべきものだと考えます。